



令和3年度
生徒・保護者の皆様へ

大切な
お知らせ
です

学費負担を軽減する 制度があります!



1

高校等の授業料等を
支援します

全員手続

高等学校等
就学支援金



2

授業料以外の教育費を
支援します

対象者
のみ

高校生等
奨学給付金



3

高校等の学資金の
一部を貸与します

希望者
のみ

高等学校等
奨学金



4

ICT端末の
購入費等を
支援します

対象者
のみ

高等学校等学びの
環境充実奨学金



※制度内容等は変更になる場合があります。

広島県教育委員会 教育支援推進課

【受付時間】月曜日～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時まで

1

2

☎ 082-222-3015

3

4

☎ 082-513-4996

広島県 教育支援推進課

検索



全員手続

毎月の授業料や年間の受講料を支援する制度です。

手続き

高校等へ入学した生徒は、原則**全員が申請手続きを行う必要があります。**
 申請書類は、入学手続等の際に配付します。

対象者

〈次のいずれにも該当する者〉

- ✓ 広島県内の公立高校等に在学する生徒
- ✓ 保護者等全員の「課税標準額(課税所得額)×6%—市町村民税の調整控除の額」の合計額が**304,200円未満***

※年収の目安は4人家族で約910万円未満となります。
 ただし、次の方は対象となりません。

①高等学校等を既に卒業したことがある生徒や3年(定時制課程・通信制課程は4年)を超えて在籍している生徒(以前に高等学校等に在籍した期間がある場合はその期間も含める。) ②専攻科の生徒や科目履修生、聴講生

支給額

授業料(例:全日制で月額9,900円・年額118,800円)又は受講料に相当する額が国から県・市へ支給され、対象者の授業料等に充当されます。
 これにより、生徒・保護者等の**授業料等の負担が実質0円**となります。

★国立・私立高校等にも同様の制度があります。詳しくは進学先の学校へ確認してください。

期限までに
**申請されなかった場合は、
 就学支援金が受けられない**
 ため、気をつけてくださいね。



Q & A

Q 就学支援金の申請をするには、どうすればよいですか。

答え 高校等から配付される申請書類に記入し、マイナンバーカードの写し等とあわせて、締切日までに高校等へ提出してください。
 ※新入生は入学準備の書類として配付されます。

Q 一度申請すれば、卒業まで手続きしなくてもよいのですか。

答え はい、マイナンバーと申請書類を提出いただければ、原則その後の手続きは不要となります。ただし、再婚等により保護者変更があった場合や所得超過と判定された後に新たに所得要件を満たすこととなった場合は手続きが必要です。

Q 申請しなかったら、どうなりますか。

答え 期限までに申請されなかった場合は、就学支援金を受けることができません。授業料や受講料を納期限までにお支払いいただくこととなります。

Q 国からの就学支援金は生徒や保護者が受け取るのですか。

答え 生徒や保護者に代わって県や市が受け取り、授業料等に充当します。
 なお、県立の通信制高校は一旦受講料をお支払いいただき、就学支援金を申請することで、後で受講料相当額の就学支援金を受け取ることができます。

Q 世帯年収が約910万円を超えている場合は、手続きは不要ですか。

答え 世帯年収の約910万円は、4人家族(両親・子供2人)の場合の目安です。被扶養者の人数や各種控除によって目安は変わりますので、年収だけで判断せず、原則、申請手続きを行ってください。

Q 就学支援金は、在学中はいつまでも支給されるのですか。

答え 在学期間を通算(過去に高校等に在学した期間も含む)して、全日制課程では36か月まで、定時制課程・通信制課程では48か月までが対象となります。
 ※中退して再入学した場合などは、最長24か月まで延長できる制度もあります。

手続きにはマイナンバーの提出が必要です!



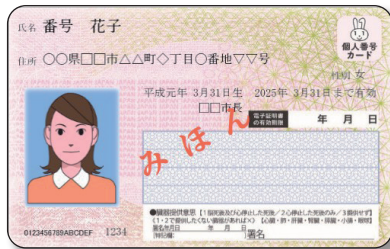
マイナンバーカード をご用意ください!

就学支援金の制度の手続きにおいて、保護者等全員のマイナンバー(個人番号)を提出していただく必要があります。
※マイナンバーカードの発行については、お住いの市区町村へお問い合わせください。

マイナンバーカード

マイナンバーカードはプラスチック製ICチップ付きカードです。券面には、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されています。

見本<表>



見本<裏>



マイナンバーは必ず提出しないとイケないのですか。

答え

マイナンバーにより所得要件を確認するための書類が提出不要となるなど、利便性が向上します。マイナンバーは法律に基づき利用しますので、原則提出をお願いします。

マイナンバーカードの発行が間に合わない場合は、どうすればよいですか。

答え

マイナンバーが記載された住民票の写しを提出してください。また、発行時から住所、氏名等に変更がない場合は、マイナンバーの通知カードの写しを提出いただくことも可能です。

マイナンバーは何に利用されるのですか。

答え

マイナンバーを利用して、県教育委員会が各市町村から保護者等の課税情報を取得し、それを基に就学支援金の受給資格等を判定します。

課税情報を確認するには、どうすればよいですか。

答え

課税情報は、マイナンバーカードを利用してマイナポータルから確認することができます。税額決定(変更)通知書等には市町村民税の調整控除の額が記載されませんので、マイナポータルからご確認ください。

マイナポータルはどのように利用するのですか。

答え

マイナポータルはこちらからログインできます。



マイナポータル

検索

マイナンバーを提出すれば税の申告は不要でしょうか。

答え

給与所得のみで支払者が各市区町村へ給与報告している場合を除き、生活保護受給者や前年の収入がない方(控除対象配偶者を除く。)であっても、事前に住民税等の申告を行ってください。税の申告をしていない場合、マイナンバーで所得確認ができません。

対象者
のみ教科書費、教材費など**授業料以外の教育費**を支援する制度です。

手続き

毎年7月に、**対象者のみ申請手続きが必要となります。**

申請書類は、7月頃に配布する予定です。申請手続きは、保護者がお住まいの都道府県で行います。そのため、保護者が県内の国公立高校等に在籍する場合でも、保護者が県外にお住いの場合は、お住いの都道府県に申請してください。

対象者

〈次のいずれにも該当する者〉

- ✓ 国公立高校等(県外の学校を含む)に在学する生徒の保護者等
- ✓ 保護者等が広島県内に住所を有している
- ✓ **生活保護受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が非課税*の世帯**
- ✓ 生徒が高等学校等就学支援金等の支給対象

※年収の目安は4人家族で約270万円未満となります。

支給額

- ✓ 生活保護(生業扶助)受給世帯 年額 32,300円
- ✓ 住民税所得割が非課税の世帯
 - 全日制・定時制 年額 84,000円(第1子) / 年額 129,700円(第2子以降)
 - 通信制 年額 36,500円

支給上限

給付回数は、一人の高校生につき年1回、通算3回(定時制・通信制は4回)を上限とします。ただし、過去に高校等を中退して再入学した場合などは、最大2回まで追加で受給できる場合があります。



★私立高校等にも同様の制度があります。詳しくは進学先の学校へ確認してください。

Q & A

奨学給付金の申請書類はどのようにすれば受け取ることができますか。

答え

7月頃に申請書類を配布する予定です。ただし、保護者が県外にお住いの場合は、お住いの都道府県にお問い合わせください。

奨学給付金が決定された場合、どのように受け取ることができますか。

答え

申請書類に記載された保護者等名義の指定の銀行口座に、県教育委員会から振り込みます。ただし、高校等が保護者の代わりに受け取り、学校徴収金と相殺する場合があります。

一度申請すれば、卒業まで何回も受給することができますのでしょうか。

答え

扶養親族の状況などを確認するため、申請書類は毎年提出する必要があります。また、受給できる回数は、原則高校生1人につき年1回、通算3回(定時制・通信制課程の場合は4回)までです。

●高等学校専攻科の生徒についても、同様の制度があります。

- ・広島県高等学校等専攻科修学支援金
- ・広島県高校生等奨学給付金(専攻科)

●就学支援金の対象とならない方であっても、条件を満たす場合には授業料減免を受けられる場合があります。

詳細については広島県教育委員会教育支援推進課へお問い合わせください。

☎ 082-222-3015

希望者
のみ

経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、学資金の一部を貸し付ける制度です。

手続き

高等学校等奨学金の貸付けを希望する場合は、次のとおり手続きが必要です。

区分	募集開始	締切	貸付開始
在学募集(一次)	4月下旬	6月初旬	8月下旬 ※4月分に遡って貸し付けます。
在学募集(二次) ※上記が定員に満たない場合	9月下旬	10月下旬	1月下旬 ※10月分に遡って貸し付けます。

※申請を希望する場合は、募集開始時に学校へ申し出て申請書等を受領してください。

対象者

<次のいずれにも該当する者>

- 国公立私立高校等※(県外の学校を含む)に在学していること
※高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)、特別支援学校高等部、専修学校高等課程及び高等専門学校
- 保護者等が広島県内に住所を有していること
- 学習意欲があると認められること
- 保護者等の年間収入額の合計が収入基準額以下であること

(収入基準額の目安)

区分	3人世帯 父・母・本人	4人世帯 父・母・本人・中学生	5人世帯 父・母・本人・中学生・小学生
給与収入のみの場合	576万円	665万円	730万円
事業所得のみの場合	229万円	291万円	337万円

★上記は目安ですので、家族構成や収入状況により収入基準額は異なります。



貸付額

貸付額(月額)

区分	自宅通学者	自宅外通学者	貸付利息
国公立	18,000円	23,000円	無利息
私立	30,000円	35,000円	

貸付けを開始する月から、在学する高等学校等の修学年限の終了する月まで貸付けが可能です。

奨学金を申し込む前に・・・

広島県高等学校等奨学金は、貸付けであり、借金です。必ず返す必要があります。また、借りるのも返すのも皆さん(生徒)自身です。卒業後の返還についても保護者としてしっかりと話し合い、さまざまなことを考慮した上で、申請するかどうかを決める必要があります。



Q & A

県外の私立学校に通う場合も借りることができますか。

答え

保護者等が広島県内に住所を有していれば、生徒が県外の私立学校に通っていても奨学金を借りられます。生徒が在籍する学校は広島県内・県外、国立・公立・私立の別を問いません。



募集時期を過ぎて必要になった場合はどうすればよいですか。

答え

保護者等の失職、離婚など、家計の急変があった場合を対象とした緊急募集を随時行っていますので、学校又は県教育委員会に問い合わせてください。



高校等を卒業した後、すぐに返還しなければならないのですか。

答え

奨学金の貸付期間が満了する月等の翌月から起算して6か月を経過した後、返還を開始していただけます。なお、大学等へ進学する場合等は「返還猶予」の申請を行うことができます。



4
対象者のみ

こうとうがっこうとうまな へんかく
高等学校等学びの变革
 かんきょうじゅうじつしょうがくきん
環境充実奨学金

給付

7月に
申請受付

ICT端末等を保護者負担で購入等する費用を支援する制度です。

手続き

毎年7月頃に**対象者のみ申請手続きが必要となります。**
 対象者については、学校から申請案内等を配付する予定です。

対象者

〈次のいずれにも該当する者〉

- 広島県内の国公立私立高校等※に在学していること
※高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)、特別支援学校高等部、専修学校高等課程及び高等専門学校
- 授業等で使用する生徒用ICT端末等を保護者等の負担により購入等していること
- 生活保護受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が非課税の世帯であること**
※年収の目安は4人家族で約270万円未満となります。

給付額

保護者等が負担した生徒用ICT端末の購入費用及び通信費を対象経費とし、対象経費を修業年限(卒業までの年数)で除した額を年1回、指定された口座に振り込みます。

上限額	修業年限が3年(全日制等)の場合	35,000円/回(年)
	修業年限が4年(定時制等)の場合	29,500円/回(年)



Q & A

申請する場合は、
端末の購入費等の証明書類の
添付が必要ですか。

答え

はい、必要となります。申請書にレシート等が添付されていない場合は、給付できません(学校で購入等した場合を除く)。
 令和3年度に申請しない場合でも、翌年度以降に申請する場合がありますので、量販店等で購入した際のレシート等は卒業まで保管してください。



端末を一括払で購入した
場合も、毎年申請し、毎年給付
されるのですか。

答え

はい、3年間(全日制の場合)の分割で支給します。非課税世帯の要件を満たすかどうかを毎年確認し、端末等の購入状況からその年の支給額を決定するため、申請書類は毎年提出していただく必要があります。



生活保護等から端末の
購入費等の支援を受けた
場合は、どうなりますか。

答え

対象経費の全額について、生活保護費や特別支援就学奨励費など他制度から支援を受けた場合は、この奨学金から重複して支援を受けることはできません。他制度から対象経費の一部の支援を受けた場合は、残りの対象経費をこの奨学金から支援します。



年間スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
給付	1 就学支援金	申請手続			支給決定(6月分まで)				支給決定(7月分以降)				
給付	2 奨学給付金				申請手続					支給			
貸付	3 高等学校等奨学金		一次募集			貸付開始		二次募集				貸付開始	
給付	4 学びの变革環境充実奨学金				申請手続							支給	

※申請手続、支給及び貸付等の時期はあくまで目安です。個別の審査状況等により変動します。